

自主規制モニター会議議事要旨（2024年6月6日）

I. 日 時

2024年6月6日（木）14時00分～15時00分

II. 場 所

日本公認会計士協会 公認会計士会館4階 401会議室

III. 出席者

○ 自主規制モニター会議委員（五十音順・敬称略）

大場 昭義、神田 安積（副議長）、小林 麻理（議長）、塩谷 公朗、長谷川 高顕、
浜田 康、宮園 雅敬

○ 日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、小倉 加奈子（副会長）、伏谷 充二郎（監査・規律担当常務理事）、
松本 繁彦（監査・規律担当常務理事）、湯川 喜雄（品質管理担当常務理事）、
栗田 渉（品質管理委員会レビューチーム主席レビューアー）、江見 睦生（自主規制
本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門長）

IV. 議事要旨

1. 自主規制の活動報告（年次報告）

自主規制年次報告の開示検討プロジェクトの方向性並びに品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度（審査申立て制度を含む。）の2023年度の運営状況について、資料配付により報告があった。

2. 自主規制の活動報告（論題）

(1) 上場会社等監査人登録制度に係る対応

登録申請者に対する指導の取組、及びみなし登録上場会社等監査人に対する2023年度通常レビューの結果について、担当役員から説明があった。

(2) 品質管理レビュー基本方針に基づく対応状況、2024年度品質管理レビュー方針

2023年6月に公表した「品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）」に基づく対応状況、及び2024年度品質管理レビュー方針について、担当役員から説明があった

3. 意見交換

上記1及び2に関連して、委員から以下の意見があった。

(1) 上場会社等監査人登録制度に係る対応関係（上記1関係）

○ 業務のPCの管理に関する指導

監査事務所のPCの貸与又は個人のPCへのシンククライアント環境の導入が未了の監査事務所については、監査事務所内の定期的なモニタリングにより対応しているとのことだが、機密保持の観点から依然リスクは残るため、いずれかの方法で対応できるよう今後も指導してもらいたい。

○ 監査事務所の専門職員の教育・訓練に関する指導

受講すべき研修プログラムの指導を行う際は、職位や責任を問わず一律に同じメニューを推奨するのではなく、判断を行うトップ層とスタッフ層で色分けを明確にするのが良いのではないかと考える。過去の粉飾を見逃してしまった事例においてトップ層に責任がある場合が多いことを踏まえ、こうした階層の公認会計士がどのような姿勢を持つべきかを見据え、受けるべき研修内容を指導していくことが必要と考える。

○ 参考事例の共有による良い意味での横並びのレベルアップ

良い意味での横並びの意識は中小監査事務所全体のレベルアップにつながると思われる。同じような規模の監査事務所の取組事例の共有など、アウトリーチが十分にできるよう工夫してもらいたい。

○ 品質管理の向上の取組に係る利害関係者への発信

登録上場会社等監査人が、登録後においてもPDCAを回し、継続的に品質管理の向上を図っていることを利害関係者に伝えていくことも重要な取組の一つである。

(2) 品質管理レビュー基本方針に基づく対応状況、2024年度品質管理レビュー方針関係（上記2関係）

○ 上場会社等の監査を行う中小監査事務所に重点を置いた品質管理レビューの実施

リスクが高いと考えられる上場会社ほど大手監査法人から中小監査事務所に監査人を交代する傾向が見られる。こうした傾向が続けば、中小監査事務所の登録上場会社等監査人としての役割は増大していくと考えられるため、上場会社等の監査を行う中小監査事務所に重点を置いて品質管理レビューを実施する方針や、監査事務所の規模区分による特性に応じて重点的実施項目を設定するという取組は望ましい。個々の監査事務所固有の課題や実際の監査業務から浮かび上がったリスク・問題点を考慮したレビューが行われるとなお良い。

○ 中小監査事務所の IT 監査のレベルアップ

中小監査事務所の特徴として、IT に依拠しないアプローチを採用している監査事務所が相対的に多く、極力マニュアルの監査で補っているとのことだが、果たしてそれで良いのか。上場会社側の財務会計システムを含む IT の高度化が進む一方で、それについていけない形で脇の甘い監査が横行すれば、IT 監査を軽視する上場会社が出てくるなど、IT 監査全体のレベルダウンになるおそれもある。協会として、中小監査事務所を守るという姿勢ではなく、監査事務所の IT 化を強く促す、単独での対応が難しいのであれば、共同監査や合併で対応するなど、レベルの高い構想を練って、上場会社の IT の高度化に対応する仕組みを構築していく必要がある。

○ 監査役等に向けた周知の取組

監査人と監査役等とのコミュニケーションは極めて重要であり、品質管理レビュー制度の理解促進のための取組や連携を引き続き行ってもらいたい。必ずしも会計・監査に触れてきている監査役等ばかりではない中でも、しっかりとしたコミュニケーションを行う必要があり、その前提として、監査人、監査事務所、日本公認会計士協会等が監査品質の確保のために様々な形で努力していることを監査役等がしっかり理解することも必要である。

以 上

お問い合わせ先

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp